

令和6年1月15日

PTA 会員の皆様

ふじみ野市立大井小学校

PTA 会長 前谷 正弘

PTA 臨時総会（書面・デジタル総会）のご案内

日頃より PTA 活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

学校・PTA 本部会・運営委員会で PTA 会則の内容について協議を重ねております。つきましては、PTA 会則の修正及び削除を行いたく、会則の改定を審議する臨時総会を開催いたします。なお、今回の臨時総会は書面によって決議を行う書面（デジタル決議）総会とします。

議案：PTA 会則の見直し、それに伴う修正及び削除

- 会則の修正及び削除の目的については、別紙をご確認ください。
- 別紙の会則修正案をご確認の上、右記の議決権行使は令和6年1月21日（日）までにデジタル決議にてご提出をお願いいたします。

以上

## PTA 会則の修正及び削除の目的

学校・PTA 本分会・運営委員会で協議を重ねて参りました、本会則の修正及び削除の目的を記載いたします。

### ➤ 第4章 第8条2項：追加

次期 PTA 会長候補については現会長の在任期間中に推薦・立候補があった場合、現会長が指名し業務の引き継ぎを兼ねて副会長に任命することとする。但し、次期会長就任においては総会で承認を求める。

上記内容を追加しております。過去の経緯から次期 PTA 会長への推薦や立候補者があった場合、現 PTA 会長、副会長が候補者とお会いし PTA 運営について説明をさせていただき、次期 PTA 会長候補として依頼をさせていただいております。ご本人からご理解の上、PTA 運営の把握を兼ねて副会長に就任をいただき、PTA 運営に協力をいただいている状況です。本内容を明文化させていただきました。

### ➤ 第4章 第8条4・5・6・7項：修正

学年委員、フェスティバル委員、広報委員、教養委員は各学級学年毎に選出された委員がこれにあたる。

こちらは、学級→学年に変更しております。

現在学級単位（学級数の減少、働き方の多様性）で各委員の選出が難しい状況となっております。そこで学級単位から学年単位へ幅を広げ、選出させていただきたいと考えております。

### ➤ 第4章 第8条10項：修正

新年度役員決めの際、6 学年時点で過去在学中に本部役員・各委員未経験者の保護者は学校イベント活動に参加及び協力するものとする。

6 年間を通して本部役員・各委員の未経験者の保護者は、平等を期するために学校イベント活動のお手伝いを行なっていただくこととしました。

### ➤ 第5章 第12条：追加

総会の議長は会員の中から選出し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。尚、電子投票での決議も認めるものとする。

上記の電子投票での決議を追加しました。

現在、PTA 役員の利便性を含め WEB を利用した会議も実施され、社会的にデジタル化の活動に移行しております。実際にアンケートや投票においても既にデジタル対応を行っておりますので、PTA 決議においても電子投票を明文化いたしました。

➤ 第7章 付則：追加

本会則の改定が決定しましたら日付を追加いたします。

➤ 慶弔規定 第2条 1項：削除

~~-(1) 教員が結婚したとき5,000円~~

~~-(2) 教職員(配偶者)が出産したとき(第1子のみ)5,000円~~

上記については学校からの申し入れもあり、ご辞退の意思表示がございましたので削除いたしました。

➤ 慶弔規定 第2条 その他：削除

~~-(1) 教職員が転退職したときは、在籍1年増すごとに1,000円とする。ただし、5,000円を超えない。~~

~~-(2) 役職職員は、在籍年数に基づいて別途考慮する。~~

同じく上記についても学校からの申し入れもあり、ご辞退の意思表示がございましたので削除いたしました。

➤ 旅費規定 第3条：修正

交通費は実費(当該交通の最低等級料金)を支給しないとする。

PTA活動で利用した最低限の交通費実費を支給しないとなっており、誤字と思われるので修正をいたしました。

以上